

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

産業経済部 農林土木課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>【指摘2】 事務事業シートの形式的な作成について</p> <p>松山市は各事業をその翌年度において事業検証を行うために事務事業シートを作成している。しかしながら、その事務事業シートの作成が形式的に行われていると思われるものが見受けられる。</p> <p>例えば農林土木課の平成28年度、29年度及び30年度の「農村地域多面的機能維持推進事業」の事務事業シートを拝見すると『H29 (H28、H27)年度終了までに把握している環境の変化、障害、課題となっている事項』欄には「活動組織においては農業者等の高齢化により、施設の維持管理を行う人材確保に苦慮している。」と記載され、『特に環境変化、障害、課題等解決のため、H30 (H29、H28)年度で取組む改善策』欄には「地域と協力し人材確保に努める。」と記載されている。また、「林道整備事業」の平成28年度、29年度及び30年度の事務事業シートを拝見すると『H29 (H28、H27)年度終了までに把握している環境の変化、障害、課題となっている事項』欄には「昨今の異常気象のため、林道修繕箇所の件数が増加傾向にあり、対応に苦慮している。」と記載され、『特に環境変化、障害、課題等解決のため、H30 (H29、H28)年度で取組む改善策』欄には「優先順位等の見直し等を組合等と協議し、整備効果の向上を図りたい。」と記載されている。確かにどの事業も毎年それほど変化せず、問題点もそれほど相違がないことは理解できるが、3年連続して全く同じ文言を記載していることは如何なものであろうか。本当に現場を視察して問題点を把握したうえでのことかどうか疑問が残る。3年連続して翌年度に取組む改善策も同じとはいったいどのように解釈すれば良いのか。改善策を行ってどのような結果が残ったのであろうか。それとも言葉だけで実際には行っていないのであろうか。その辺りについて大いに疑</p>	<p>令和元年度から、説明責任、また透明性の向上という視点から、作成要領に沿った事務事業シートの作成を行い、適切な事業検証を行った。(農林土木課)</p> <p>事務事業シートの作成を通して丁寧かつ適切な事業検証を行い、全てのシートが公表意図に見合ったものとなるよう、平成30年度中に作成要領を見直すとともに、指摘を受けた表現を良くない記載事例として例示し、令和元年度事務事業シートの作成から適用した。(人事課)</p>

(別紙1)

問が残る。

事務事業シート公表の意図は「常日頃から高い課題意識をもち、市民目線、現地、現場を大切にしながら、より柔軟で創造性の高い事業を展開し、市民の皆様の満足度を高めていくことが重要です。そこで、平成27年度から、松山市では、市が取り組む様々な事業の基礎的資料として、市民の皆様への説明責任を果たし、行政の透明性や信頼性の向上を目指すとともに、さらなる事業改善に向けた取り組みとして、事務事業シートを作成しています。」のはずである。上記の事務事業シートについては、この公表意図に反していると言わざるを得ない。この点をもう一度考えて、産業経済部に限らず全ての部署においてももう少し真摯に事務事業シートを作成していただきたい。そうしなければ適切な事業の検証を行うことはできず、市民への説明責任も果たせず、行政の透明性信頼性の向上も目指せないとと思われる。

これらの事務事業シートの記載でもう一つ気になることがある。それは「農村地域多面的機能維持推進事業」等幾つかの事業において『H30(H29、H28)年度の目標』欄に「遅延なく、補助金の交付・実績の確認を行う」とか「遅延なく補助金を交付する。」と記載されていることである。確かに遅延なく補助金を交付し、その確認を行うことは大切なことかもしれない。しかしながら、それが目標になるのには違和感がある。補助金を交付する若しくはその確認を行うことそのものが事業の目標なのであろうか。そうではなく、上で記載したような問題点を改善していくことを目標とすべきではなかろうか。今後はそのような視点で事務事業シートを作成していただきたい。また、事務事業シート作成要領でもその辺りを徹底していただきたい。

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

産業経済部 農林土木課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>【指摘7】 改正した条例施行規則の地元分担率の根拠の保存について</p> <p>「松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例施行規則」、「松山市県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則」、「松山市治山及び林道整備事業等分担金徴収条例施行規則」に記載されている分担率について、分担率の改正時の起案文書に根拠資料が添付されておらず、改正の根拠は不明であった。</p> <p>ここで、「松山市文書取扱規則」第27条第1項に文書保存の定めがあり、第1類文書は永年保存とされている。また、同条第2項に第1類文書として「条例及び規則の原議」との記載があり、分担率の改正の起案文書も第1類文書となる。とすれば、改正の説明を求められた際に必要であるから、起案部署である農林土木課では分担率改正時の起案文書の根拠資料を必ず保存しておくべき書類であると考えられる。</p> <p>この点、松山市は「松山市文書取扱規則」第13条第2項(4)で「必要に応じて、起案理由及び根拠となる法令等の条項、予算措置等の関係資料を添付すること。」と規定されていることから、分担金の根拠資料が添付されていないことが直ちに規則違反とは言えないが、添付すべきであったと述べている。しかしながら、分担金は松山市の歳入であるため、その分担率の条項は負担する市民にとっては不利益条項であり、それ以外の市民にとっては貴重な市政の財源の条項であるから、その改正にあたってはその根拠を明確にせねばならず、「分担金の根拠資料が添付されていないことが直ちに規則違反とは言えない」ということでは許されないはずである。つまり、この施行規則改正の起案文書に「必要な根拠資料」が添付されていないことになり、「松山市文書取扱規則」第13条第2項(4)の</p>	<p>今後は、例規の制定改廃に係る起案文書に、当該制定改廃の経緯、積算等が明確となる根拠資料を必ず添付し、チェックリストを作成の上、決裁者の複数点検をすることとした。また、起案文書と資料関係等の書類は、ファイルに綴り、決められた保管場所に保存するよう徹底した。</p>

(別紙1)

規定に抵触すると考えられる。

したがって、分担率の改正の起案文書の添付資料であるべきの、現在の分担率の根拠資料が見当たらず、監査人にその改正の根拠について適切な説明ができないことは著しく問題であると言え、松山市には同様の事例が起きないように再発防止をするための対策を講じることを要請する。

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

総務部 文書法制課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>【指摘7】 改正した条例施行規則の地元分担率の根拠の保存について</p> <p>「松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例施行規則」、「松山市県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則」、「松山市治山及び林道整備事業等分担金徴収条例施行規則」に記載されている分担率について、分担率の改正時の起案文書に根拠資料が添付されておらず、改正の根拠は不明であった。</p> <p>ここで、「松山市文書取扱規則」第27条第1項に文書保存の定めがあり、第1類文書は永年保存とされている。また、同条第2項に第1類文書として「条例及び規則の原議」との記載があり、分担率の改正の起案文書も第1類文書となる。とすれば、改正の説明を求められた際に必要であるから、起案部署である農林土木課では分担率改正時の起案文書の根拠資料を必ず保存しておくべき書類であると考えられる。</p> <p>この点、松山市は「松山市文書取扱規則」第13条第2項(4)で「必要に応じて、起案理由及び根拠となる法令等の条項、予算措置等の関係資料を添付すること。」と規定されていることから、分担金の根拠資料が添付されていないことが直ちに規則違反とは言えないが、添付すべきであったと述べている。しかしながら、分担金は松山市の歳入であるため、その分担率の条項は負担する市民にとっては不利益条項であり、それ以外の市民にとっては貴重な市政の財源の条項であるから、その改正にあたってはその根拠を明確にせねばならず、「分担金の根拠資料が添付されていないことが直ちに規則違反とは言えない」ということでは許されないはずである。つまり、この施行規則改正の起案文書に「必要な根拠資料」が添付されていないことになり、「松山市文書取扱規則」第13条第2項(4)の</p>	<p>今後同様の事例が発生しないよう、例規の制定改廃に係る起案文書に、当該制定改廃の経緯、積算等が明確となる根拠資料を必ず添付するとともに、適切な保存を徹底するよう各課等長に周知した。</p>

(別紙1)

規定に抵触すると考えられる。

したがって、分担率の改正の起案文書の添付資料であるべきの、現在の分担率の根拠資料が見当たらず、監査人にその改正の根拠について適切な説明ができないことは著しく問題であると言え、松山市には同様の事例が起きないように再発防止をするための対策を講じることを要請する。

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

総務部 人事課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘1) 事務事業シートにおける事業検証について</p> <p>松山市は各事業をその翌年度において事務事業シートで事業検証を行っている。その事業検証において検証が不十分若しくは不適切と思われるものが見受けられる。</p> <p>例えば、「道の駅運営事業」の平成30年度事務事業シートの前年度事業検証の施策への貢献度には「貢献している」とあり、その理由は「毎年、風和里だけでなく向かいの海岸も賑わいを見せており、利用者や売上高も比較的高水準であるため。」とある。確かに施策としては「観光産業の振興」であることを考えると、必ずしも不適切な記載とは言えない。</p> <p>しかしながら事業の目的の「地場産品の展示・販売及び地域の情報交流の場を提供することにより情報発信拠点の形成を図り、併せて地域コミュニティの交流を図る。」点についてはどのような状況であったのかが全く触れられていない。道の駅の目的が、地域活性化であることを考えると単に「利用者や売上高も比較的高水準」であればいいのではなく、地域の活性化にどのように貢献しているのかを検証する必要があるのではなかろうか。「利用者や売上高も比較的高水準」という記載についても、いったいどのような基準と比較して比較的高水準であったのだろうか。その基準が示されなければ事務事業シートの作成者以外には本当に高水準であったのかどうかについても判断できない。</p> <p>また、「まつやま産業まつり事業」の平成30年度事務事業シートにおいても同様に、前年度事業検証の施策への貢献度には「貢献している」とあり、その理由は「当日の会場内アンケートでも約9割の方に『たいへん楽しかった』、『楽しかった』と回答していただいているため。」とある。確かに来場者に楽しんでもらうことは目的を達成するためには重要なことだとは理解できるが、それだけでこの事業を評価して良いのである</p>	<p>事業検証を丁寧に行うことができるように、平成31年度（令和元年度）公表分から作成要領を見直し、現在の「施策への貢献度」の欄を「施策への貢献度（目的の達成度を含む。）」に変更し、その理由欄に事業の目的の達成状況を記載するようにした。</p>

(別紙1)

<p>うか。</p> <p>この事業の目的は「堀之内・城山公園にて県内最大級の産業イベント『えひめ・まつやま産業まつり』を愛媛県と共同開催することにより、・県都 松山市を知ってもらい人を招く機会をつくる『地産知招』の取組みを実施する。・地域製品の販売、展示等により各種産業の情報を広く発信し、活力ある産業の発展につなげる。・城山公園周辺の賑わいを創出する。」であるので、来場者に楽しんでいただくことにより、賑わい創出には貢献したであろうことは推察される。しかしながら、「県都 松山市を知ってもらい」や「地域製品の販売、展示等により各種産業の情報を広く発信」にどのように貢献しているのであろうか。この点を無視してこの事業を検証することが出来るのであろうか。来場者にその辺りについてもアンケートを実施して分析した上で、施策への貢献度を評価すべきではないだろうか。</p> <p>松山市は事務事業シート作成の意義として「依然として厳しい財政状況が続くなか、今後も複雑、多様化する市民ニーズに適切に対応し、魅力あるまちとして発展していくためには、常日頃から高い課題意識をもち、市民目線、現地、現場を大切にしながら、より柔軟で創造性の高い事業を展開し、市民の皆様の満足度を高めていくことが重要です。そこで、平成27年度から、松山市では、市が取り組む様々な事業の基礎的資料として、市民の皆様への説明責任を果たし、行政の透明性や信頼性の向上を目指すとともに、さらなる事業改善に向けた取り組みとして、事務事業シートを作成しています。」としているが、その内容を拝見すると本当に常日頃から高い課題意識をもっているのか疑わしく、市民の皆様への説明責任を果たしているとは思えないし、十分に検証して今後に生かされているとはとても言い難い状況である。産業経済部に限らず全ての部署において、予算の適切な運用についての検証のためにも、今後は事業検証をもう少し丁寧に行っていただきたい。</p>	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--